

○看護職員等養成修学資金貸付条例

平成27年3月16日 葛巻町条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、国民健康保険葛巻病院等の町の施設又は町長が定める町内の医療施設等（以下「指定施設」という。）において看護師等の技術職員（以下「看護職員等」という。）として業務に従事しようとする者に対して、看護職員等養成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、修学を容易にし、もって指定施設での看護職員等の確保を図ることを目的とする。

(貸付け)

第2条 修学資金の貸付けの対象となる看護職員等の資格（以下「資格」という。）は次の各号に定めるとおりとし、それぞれの資格について厚生労働大臣又は都道府県知事の免許を受けるために修学が必要とされる学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は文部科学大臣の指定した学校若しくは厚生労働大臣の指定した看護職員等養成施設（以下「学校等」という。）に現に在学している者で、将来指定施設において看護職員等の業務に従事しようとするものの申請に基づき貸し付けるものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める保健師、助産師及び看護師
- (2) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）に定める薬剤師
- (3) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に定める診療放射線技師
- (4) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に定める臨床検査技師
- (5) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に定める理学療法士及び作業療法士
- (6) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に定める栄養士
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士及び介護福祉士

(貸付けの決定)

第3条 修学資金は、選考により町長が決定し、貸し付ける。

- 2 町長は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ）当初に、当該年度に貸付けを行おうとする修学資金の額並びに資格及び人数等の予定を定めておかなければならない。

(保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、町長が定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「修学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。この場合において、保証債務は、第9条第3項の遅延利息を含むものとする。

(貸付金額)

第5条 修学資金の貸付金額は、第2条の規定による資格に応じて、次の各号に定める額の範囲内で年度ごとに町長が定める額とする。

- (1) 第2条第1号及び同条第3号から第7号に定める資格 修学生1人につき月額10万円
- (2) 第2条第2号に定める資格 修学生1人につき月額20万円

- 2 前項の場合において、修学生が入学した日の属する月の修学資金の貸付金額は、入学金として納付する金額（35万円を限度とする。）をそれぞれ当該各号に定める金額に加えた額とすることができる。

(貸付方法)

第6条 修学資金は、貸付けを開始した月から第2条に定める学校等を卒業する月までの間における正規の修学年限を超えない期間、毎月貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があると町長が認めるときは、複数月分の修学資金をあわせて貸し付けることができる。

(貸付けの廃止)

第7条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けを廃止するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸付けの休止)

第8条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間
- (2) 原級に留め置かれたとき 原級に留め置かれている期間

- 2 前項の場合において、各号に掲げる期間分としてすでに貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の分又は進級した日の属する月以降の分として貸

し付けられたものとみなす。

(償還)

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、貸付けを受けた修学資金（以下「償還債務」という。）について、当該各号に該当することとなった日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった期間を除く。以下同じ。）に相当する期間に2を乗じて得た期間（以下「債務償還期間」という。）内に、町長が別に定めるところにより償還しなければならない。

(1) 第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたとき。

(2) 学校等を卒業した日から1年以内に第2条各号に掲げる資格の免許（以下「看護職員等免許」という。）を取得しなかったとき。

(3) 看護職員等免許を取得した日から2年以内に指定施設において看護職員等の業務に従事しなかったとき。（この場合において、債務償還期間の算定は、看護職員等免許を取得した日の属する月の翌月から起算する。）

(4) 次条第1項の規定による償還債務の免除を受ける前に、死亡し、又は指定施設において看護職員等の業務に従事しなくなったとき。（次条第1項第2号に規定する償還の免除要件に該当すると認められる場合を除く。）

2 修学資金は、無利息とする。

3 修学生は、正当な理由がなく修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセント（当該償還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

4 前項の遅延利息の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(償還の免除)

第10条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の償還債務を免除するものとする。

(1) 次条第2号及び第3号の規定により債務償還の履行を猶予されている場合を除き、学校等を卒業した日から1年以内に看護職員等免許を取得し、当該免許を取得した日から2年以内に指定施設で看護職員等の業務に従事し、その従事した期間が、修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（以下「免除対象期間」という。）に達したとき。

(2) 次条第1号の規定により償還を猶予されている場合で、看護職員等の業務の従事に起因して、死亡し、又は心身の故障により相当の期間業務に従事することができなく、かつ将来にわたりその回復が見込まれないとき。

2 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、償還債務のうち当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 死亡し、又は心身の故障により修学資金を償還することができなくなったとき 償還債務の額（履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 指定施設で看護職員等の業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）が免除対象期間に満たなかったとき 業務従事期間を免除対象期間で除して得られた数値を償還債務の額に乗じて得た額（業務従事期間の算定にあたっては、指定施設を退職した日から1か月以内に他の指定施設で再び看護職員等の業務に従事（以下「再就職」という。）することとなった場合の再就職の期間は、通算する。）

(償還の猶予)

第11条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学資金の償還債務の履行を猶予することができる。ただし、第2号及び第3号の理由による場合の猶予の期間は、5年を限度とする。

(1) 指定施設において看護職員等の業務に従事しているとき。

(2) 第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止された後も引き続き、看護職員等の免許を取得するために学校等に在学しているとき。

(3) 当該学校等を卒業後さらに他種の学校等又は大学院修士課程に在学しているとき。

(4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の修学資金から適用する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。